3　水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業をいう。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において1、2及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあっては第二に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。

4　水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

第二　水銀含有再生資源の保管に関する事項

1　水銀含有再生資源の容器は、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとすること。

2　水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。

3　水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。

4　水銀含有再生資源を保管する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十一条第一項の規定に基づき、水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、同項の規定の施行の日から適用する。

平成二十七年十二月七日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
防衛大臣　中谷　元

水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

本指針は、水銀等貯蔵者がその貯蔵に係る水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十一条第一項に規定する水銀等をいう。以下同じ。）による環境の汚染を防止するためにとるべき措置を定めるものである。

1　水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとすること。

2　水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂（しん）を除く。）にあっては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。

3　水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。

4　水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。

5　水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

6　水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

官庁報告

官庁事項

内閣は、財政法第46条第2項の規定によって、平成27年度第2・四半期における予算使用の状況を次のとおり報告する。

平成27年度第2・四半期予算使用の状況（財務省調査）

1．一般会計

(1) **概要**

平成27年度第2・四半期中における収納済歳入額は、18,965,314,126千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、20,087,714,890千円であり、支出済歳出額が収納済歳入額を超過する額は、1,122,400,763千円である。

(2) **歳入**

平成27年度第2・四半期中の収納済歳入額は、18,965,314,126千円であって、歳入予算額96,341,950,970千円に対して19.6％（前年同期19.5％）の収入割合となる。これを前年同期18,763,452,483千円に比べると201,861,643千円の増加となる。

これは、公債金において381,836,822千円の減少があったが、所得税において692,144,516千円の増加があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区分	27年度第2・四半期	前年同期
租税及印紙収入	8,869,301,948	8,050,972,080
官業益金及官業収入	11,015,765	10,668,123
政府資産整理収入	83,818,164	82,136,710
雑収入	1,734,915,568	1,971,576,066
公債金	8,266,262,680	8,648,099,502
計	18,965,314,126	18,763,452,483

また、当期末における収納済歳入額は、35,489,924,188千円であって、歳入予算額(96,341,950,970千円)に対して36.8％（前年同期32.8％）の収入割合となる。

なお、上記収納済歳入額（35,489,924,188千円）に、国税収納金整理資金から一般会計への組入未済額7,504,936,735千円を加えると当期末までの収納済額は、42,994,860,924千円となり、歳入予算額(96,341,950,970千円)に対して44.6％（前年同期39.5％）の収入割合となる。

(3) **歳出**

平成27年度第2・四半期中の支出済歳出額は、20,087,714,890千円であって、歳出予算現額99,946,817,280千円に対して20.0％（前年同期19.3％）の支出割合となる。これを前年同期19,485,121,439千円に比べると602,593,450千円の増加となる。

これは、子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入において437,075,453千円の増加があったこと等のためである。

以下、所管別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

所管	27年度第2・四半期	前年同期
皇室費	706,036	964,257
国会	24,013,523	22,559,973
裁判所	55,096,265	56,723,980
会計検査院	2,751,699	2,804,474